

地方分権改革の推進について

平成 25 年 10 月 11 日

地 方 六 団 体

政府は、地方分権改革推進本部において「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」を決定した。地方分権改革推進委員会の勧告以降、実行に移されていない国から地方への事務・権限の移譲が一步前進したものと評価する。

今後、元気な地域づくりのためにも、地方の自由度が高まるよう、下記の見直しに取り組むこと。

事務・権限の移譲について

地方への事務・権限の移譲をさらに進めるべきである。特に、「当面の方針」で地方に移譲する方向とされた事務・権限については、本年中に予定されている見直し方針決定に向けて、具体的な検討と調整を着実に進めるとともに、農地転用や中小企業支援など、引き続き検討・調整を要するとされた事務・権限についても、地方からの要望の強い分野を中心に、積極的に移譲を進めること。

義務付け・枠付けの見直しについて

義務付け・枠付けについては、累次にわたり一括法による見直しが行われてきたが、いまだ「従うべき基準」が多数あり、地方の自由度が高まっていない。例えば、民間保育所においては3歳未満の児童に対する給食の外部搬入は認められていない。「従うべき基準」は、真に必要な場合に限定すること。

また、都市計画区域マスタープランの策定には農林水産大臣への協議が必要となっているほか、市町村が定める農用地利用計画の策定においても都道府県知事への協議、同意が必要となっているなど、多くの労力と時間が費やされ、地方が地域経済の状況に応じて迅速な対応

ができないなど、地域ニーズに的確に応えられていない状況が生じている。国・地方を通じた行政の効率化・簡素化のためにも、国の関与の見直しを引き続き確実に進めること。